

1 事業名

市道路線の廃止

市道 2-228 号線、市道 2-563 号線、市道 2-565 号線

2 事業の概要

上記 3 路線については、開発行為（学校建設）に伴い、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、都市計画法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

廃止する 3 路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 2 のとおりである。